

第2章 我が国の防衛政策

第1節 我が国防衛の基本的考え方

1 我が国の安全保障

我が国の安全保障のためには、外交や内政の分野の努力のみならず、自らの防衛努力と日米安全保障体制の堅持が必要である。

2 憲法と自衛権

日本国憲法は、主権国家としての我が国固有の自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められている。

自衛権の発動は、いわゆる自衛権発動の三要件（我が国に対する急迫不正の侵害があること、この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られ、また、集団的自衛権の行使は憲法上許されない。

3 防衛政策の基本

国防の基本方針において、平和への努力の推進などによる安全保障基盤の確立や、効率的な防衛力の整備と日米安保体制を基調とすることを掲げている。

その他の基本政策として、専守防衛、非核三原則の堅持、文民統制の確保などがある。